

豊田市公共土木施設防災安全協定業務に係る
協定業者の募集について（お知らせ）

令和6年4月15日
豊田市長 太田 稔彦

1 業務名 豊田市公共土木施設防災安全協定業務

2 協定の概要

(1) 協定の目的

本協定は、台風、豪雨、地震等の災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合及び障害物や積雪等により交通渋滞や事故等が発生するおそれのある場合に、豊田市の管理する道路、河川等の公共土木施設について、以下のア～エの業務等により、二次災害の防止、迅速な災害活動の実現等に努め、もって市民の安全かつ円滑な交通の確保を図ることを目的としています。

ア 巡視点検業務、イ 災害応急業務、ウ 緊急修繕業務、エ 道路雪氷対策業務

(2) 業務の概要

① 巡視点検業務

(ア) 業務の主旨

本業務は、豊田市の管理する道路の被災状況等を早期に把握することを目的として、巡視点検業務を実施していただくものです。

(イ) 業務内容

対象道路	市指定緊急輸送道路、緊急啓開道路、交通量の多い重要道路を対象	
基準	指示に基づき巡視点検を実施※1	a 豪雨等によりアンダーパス等が冠水するおそれがあるとき。 b 地震・豪雨等による被害が発生するおそれがあるとき。 c 地震・豪雨等により広域的に被害が発生したとき。
	指示の有無を問わず巡視点検を実施	d 震度4以上の地震が発生したとき。※2
内容	a 車中から路面を中心に目視することを基本とし、必要に応じて徒歩により点検する。 b 異常を認めたときは速やかに豊田市へ報告し、指示により通行規制等必要な措置を講ずる。なお作業時間は3時間以内に業務を完了することを目途とする（被害が激甚な場合はこの限りでない。）。	

※1：受け持ち工区について、協定締結業者自ら巡視点検が必要と判断した時には、豊田市の指示を仰ぐこと。

※2：巡視を行う基準の震度は、受け持ち工区の地区における震度を対象とします。

② 災害応急業務

業務内容

本業務は、豊田市の管理する道路、河川等の公共土木施設が、災害に際し、緊急

に機能回復又は障害を除去しなければ市民の生活や災害活動に支障が生じるおそれがあると判断した場合に、市長からの依頼により実施していただく必要かつ最低限の工事等です。なお、災害応急業務を実施したときは、その都度、必要に応じて契約等を締結します。

③ 緊急修繕業務

業務内容

本業務は、豊田市の管理する道路、河川等の公共土木施設の修繕で、緊急を要し、かつ、修繕を市長からの依頼により実施していただくものです。ただし、必要に応じて契約等を締結します。

④ 道路雪氷対策業務

業務内容

本業務は、豊田市の管理する道路の積雪又は路面凍結による交通渋滞や車両スリップ事故等を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するための業務を、必要な都度、電子メール又は電話等により実施していただくものです。

(ア) 凍結防止剤人力散布業務

凍結した路面又は凍結のおそれのある路面に凍結防止剤を人力により散布します。

(イ) 凍結防止剤機械散布業務（散布機を所有する業者に限る。）

凍結した路面又は凍結のおそれのある路面に凍結防止剤を散布機により散布します。

(ウ) 除雪業務（除雪機械を所有する業者に限る。）

路面の積雪を機械により除雪します。

(3) 業務の場所

別紙「工区図」に示す28工区です。なお、近隣工区を相互支援工区として補佐していただきます。その他、協議により協定を締結した工区以外の箇所について業務を依頼することがあります。

(4) 協定期間（予定）

令和6年5月27日～令和8年3月31日

(5) その他

ア 常日頃、受け持ち工区の安全確保に協力すること。

イ 本協定は、経営事項審査で定める「防災活動への貢献の状況」の算定対象となる。

ウ 本協定は、豊田市総合点の信頼性・社会性評価点のうち、地域貢献（災害対策）として加算評価となる。（対象業種：土木一式工事）

エ 本協定は、豊田市が実施する総合評価方式による工事発注の競争入札において、企業の信頼性・社会性で、地域貢献（災害対策）として加算評価となる。（対象業種：土木一式工事）

3 応募資格

(1) 応募資格

参加表明書・技術資料の提出期限（令和6年5月13日）において、以下の全ての条件を満たす必要があります。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、土木工事業について一般又は特定建設業許可を受け、かつ、入札参加資格審査申請をする主たる営業所を豊田市内に置き、当該営業所で土木工事業を営んでいること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。また、豊田市から入札参加停止措置を受けていない者であること。

ウ 令和6、7年度の豊田市競争入札参加資格（土木一式工事）を有している者であること。

- エ 令和3年度～令和5年度に官公庁が発注する、公共工事又は修繕の元請けとして契約し、完成・引渡し完了した道路・河川のいずれかに関する施工実績を有すること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- キ 現行の「豊田市公共土木施設防災安全協定業務に関する協定（令和5年4月1日～令和8年3月31日）」を締結していない者。

(2) 応募単位

前記「2協定の概要」の「(3)業務の場所」の「別紙「工区図」」に示す28工区に対してのみの応募です。

4 手続き等について

(1) 技術資料に関する質問の受付及び回答

- ア 提出期間 令和6年4月15日（月）から令和6年5月6日（月）17時まで。
- イ 提出場所 豊田市役所 建設部 道路維持課 維持修繕第3担当（7 連絡先参照）
- ウ 提出方法 質問書（様式-10）を用いて、電子メールにて提出すること。
- エ 回答方法 令和6年5月7日（火）までに、随時、回答する。

(2) 参加表明書・技術資料の提出

参加表明書・技術資料等につきましては、豊田市ホームページからダウンロードしてください。

- ア 提出期間 令和6年4月15日（月）から令和6年5月13日（月）まで。
- イ 提出場所 豊田市役所 建設部 道路維持課 維持修繕第3担当（7 連絡先参照）
- ウ 提出書類 参加表明書（様式-1）・技術資料（様式-2～様式-9）。
- エ 提出方法 電子データをCDで提出すること。
- オ 留意事項 作成する際は、「豊田市公共土木施設防災安全協定業務に関する協定の参加表明書・技術資料作成要領」を順守すること。

5 技術資料の審査

(1) 評価要素

以下の各要素について評価を行います。

- ア 業務遂行能力（自社職員及び専門スタッフの状況、保有及び手配建設機械・運搬車両の状況、保有資機材の状況）
- イ 地域性（事業所（活動拠点）の所在地）
- ウ 災害への備え等（危機管理体制）
- エ 緊急時業務対応遂行レベル
- オ 実績（公共土木施設防災安全協定又は官公庁が発注した災害工事・修繕の契約締結実績）
- カ 豊田市への貢献度（緊急出動実績の状況）
- キ 上記応募資格3（1）エにおける工事の施工実績

(2) 協定締結の選定に関する事項

協定締結者の選定方法は次のとおりです。

- ア 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術資料の各項目を総合的に判断し選定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とすること

がある。

イ 工区に応募者がいなかった場合は、隣接工区協定業者と協議により協定締結できるものとする。

6 実施上の留意事項

- (1) 応募に必要な費用、技術資料の作成、提出等に関する一切の費用は応募者の負担とします。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定以外に応募者に無断で使用しません。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とします。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差換え及び再提出は認めません。
- (5) 提出された技術資料は返却しません。

7 連絡先

豊田市役所 建設部 道路維持課 維持修繕第3担当
〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
電話 0565-34-6645 FAX 0565-34-6945
E-mail : douroi@city.toyota.aichi.jp

8 スケジュール

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 令和6年4月15日(月)～令和6年5月6日(月) | 技術資料に関する質問受付 |
| (2) 令和6年5月7日(火) 午後5時まで随時 | 質問回答 |
| (3) 令和6年4月15日(月)～令和6年5月13日(月) | 参加表明書・技術資料受付 |
| (4) 令和6年5月14日(火)～令和6年5月19日(日) | 参加表明書・技術資料審査 |
| (5) 令和6年5月24日(金) | 決定通知書発送(郵送) |
| (6) 令和6年5月27日(月) | 協定締結 |

豊田市長 太田 稔彦

豊田市公共土木施設防災安全協定業務に関する協定の締結希望者は、下記要領により参加表明書・技術資料を作成し提出してください。

1 参加表明書・技術資料

(1) 内容

ア 別添の様式(A4版)を使用し、参加表明書【様式-1】、技術資料【様式-2】～【様式-9】に基づき作成してください。

イ 添付書類は、A4版縦使い横書きとします。(横使い横書きの添付資料につきましては、A4版縦使い横書きかA4版横使い横書きのどちらでも構いません。)

(2) 提出物

参加表明書【様式-1】、技術資料【様式-2】～【様式-9】の電子データをCDにより、提出してください。

※CDの表に「提出日、業者名、豊田市公共土木施設防災安全協定業務に関する協定の参加表明書・技術資料」を明記の上、提出してください。

(CDの表面の記載例:「令和6年〇〇月〇〇日 (株)〇〇〇〇建設 豊田市公共土木施設防災安全協定業務に関する協定の参加表明書・技術資料」)

※添付資料はPDFで作成し、ファイル名は「株式会社〇〇建設、様式1(例:車検証写し)」としてください。作成した添付資料は、各様式毎にフォルダーを分けて提出すること。

2 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年4月15日(月) から令和6年5月13日(月) 17時まで。

(2) 提出先

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 建設部 道路維持課 維持修繕第3担当

3 参加表明書・技術資料の作成及び審査に関する事項

(1) 参加表明書・技術資料の作成

作成する参加表明書、技術資料の内容は表1のとおりとします。

表1

○記載事項	○内容に関する留意事項
(1) 参加表明書 (様式-1)	ア 担当者の氏名等、連絡先を記載すること。
(2) 自社職員及び専門 スタッフの状況 (様式-2の1) (様式-2の2)	ア 氏名欄に自社職員の氏名を記載すること。職員数は経営事項審査の職員数と同一を基本とし、現状と異なる場合は、雇用を確認できる書類を添付すること。 イ 職員が所有する資格や運転免許の該当する欄に○を記載すること。 ウ 複数の資格や運転免許を所有する職員は、該当する項目全てに○を記載すること。 エ 資格証・運転免許証などの証明書類の写しを添付すること。なお、提出いただいた証明書類の写しは目的外には使用しない。 オ 計の欄には○の合計数を記載すること。 カ 欄が不足する場合は、適時頁を追加して作成すること。

<p>(3) 保有及び手配建設機械・運搬車両の状況 (様式-3の1) (様式-3の2) (様式-3の3)</p>	<p>ア 市からの派遣要請時に、表に指定する確保可能な建設機械、運搬車両の保有及び手配状況を記載すること。 イ 記載する対象は、自社で保有する、又はリース会社と契約する建設機械及び運搬車両とする。ただし、当該建設機械及び運搬車両を現有し（現有とは、市の派遣要請から1時間以内に現場へ建設機械及び運搬車両を派遣できる状態をいう。）派遣要請時に必ず確保できることを条件とするので注意すること。 ウ 記載内容は、自社で保有、又はリース会社と契約する建設機械及び運搬車両ごとに数量を記載すること。 エ 自社保有の場合は、年次点検・車検証の写しなどの証明書類を添付すること。 オ リースの場合は、契約書の写しを添付すること。ただし、参加表明書・技術資料の提出期限日（令和6年5月13日）において、リース契約が継続しており、更新、延長及び買取りを予定しているものに限る。 カ 点検・車検義務のない建設機械は、所有を確認できる写真を添付すること。 キ 自社保有の資機材で緊急時の復旧作業に使用でき、常時保有できている数量を記載し、保管場所とその資機材の写真を添付すること。</p>
<p>(4) 事業所（活動拠点）の所在地 (様式-4)</p>	<p>ア 事業所（活動拠点）の所在地を記入すること。 イ 1万分の1の地図に事業所の位置を×（赤）で印をすること。 ウ 事業所（活動拠点）の所在地は、市から連絡を受け次第、速やかに協定行為を実施できる組織体制を確実に構築できる事業所（活動拠点）であること。</p>
<p>(5) 危機管理体制 (様式-5の1) (様式-5の2)</p>	<p>ア 事前準備と職員の安全確保についての各設問に回答すること。 イ 各項目で実施している場合は、「はい」を、未実施の場合は、「いいえ」を○で囲むこと。 ウ 各項目で「はい」を○で囲んだ場合は、各注釈に示す書類を添付すること。</p>
<p>(6) 緊急時業務対応遂行レベル (様式-6)</p>	<p>ア 日曜日に28工区で、市道での道路陥没が発生したと想定し、午後4時に緊急出動、応急復旧対応の要請があった場合の遂行可能な業務対応策を具体的に記載する。 イ 想定する陥没は、縦横4m、深さ2m程度の大きさで、通行止めを要する規模とし、応急復旧を目的とした業務とする。 ウ 記載内容は、現場確認・報告、通行規制の措置、復旧方法、機械・資機材・作業員・オペレーターの手配と投入可能数、体制確保目標時間について記載する。 エ 5万分の1程度の地図に、想定現場箇所の位置を×（赤）で印をし、現場確認までのルート→（青）、使用機械・資機材の搬入ルート→（赤）で示し、搬入経路等を記載する。</p>

<p>(7) 災害応急対策に関する協定又は災害工事・修繕の契約締結実績 (様式-7)</p>	<p>ア 官公庁との間において、豊田市と同様もしくは類似する災害協定又は災害工事・修繕の契約締結実績を記載する。 イ 締結実績のある場合は、協定又は契約の別、名称、締結機関名、締結期間を記載すること。なお、複数締結している場合については(代表的なものを)、一つ記載するものとする。 ウ 実績として記載した協定又は契約を確認できる書類の写しを添付すること。</p>
<p>(8) 緊急出動実績の状況 (様式-8)</p>	<p>ア 令和4年4月1日以降に豊田市内で、豊田市との本協定に基づき、豊田市建設部からの要請により緊急出動した実績の有無を記載する。 イ 出動実績がある場合は、出動年月日、出動時間、災害種別、出動内容を記載すること。なお、自社エリア、他社エリア両方の出動実績がある場合は、どちらも記載すること。複数出動実績がある場合は、一つ記載するものとする。 ウ 道路雪氷対応業務による出動は出動実績の対象とする。 エ 出動実績を確認できる書類(請求書の写し、工事写真などの完了書類等)を添付すること。</p>
<p>(9) 工事の施工実績 (様式-9)</p>	<p>ア 官公庁が発注する令和4年4月1日以降に、公共工事又は修繕の元請けとして契約し、完成・引渡し完了した道路・河川に関する工事(発注業種が土木一式工事に限る。)のいずれかの施工実績を1件記載する。また、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを添付すること。 イ 施工実績は、工事名、工事場所、契約金額、工期を記載する。 ウ 令和4年度と令和5年度に豊田市より優良業者の認定通知(土木一式工事の認定に限る。)を受けている場合は、「認定あり」を○で囲むこと。また、優良業者の認定通知を受けていない場合は、「認定なし」を○で囲むこと。 エ 記載様式は様式-9とする。</p>

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術資料審査における審査項目及び選定の着目点は次のとおりとする。

表2

○審査項目	○選定の着目点	評価点 (点)
<p>(1) 自社職員及び専門スタッフの状況 (様式-2)</p>	<p>ア 自社職員数、専門スタッフ数(1級、2級土木施工管理技士及び技術士の資格保有技術者数や重機オペレーター数、大型又はけん引自動車運転手数)を審査することとし、人数が多いものを優位とする。</p>	15
<p>(2) 保有及び手配建設機械・運搬車両・資機材の状況 (様式-3の1) (様式-3の2) (様式-3の3)</p>	<p>ア 建設機械、運搬車両の保有及び手配数量(自社で保有、又はリース会社と契約する建設機械及び運搬車両)を審査することとし、台数が多いものを優位とする。 イ 緊急時の復旧作業に常時使用することができる資機材が、最低限数保有されているかを審査する。</p>	15

<p>(3) 事業所（活動拠点）の所在地 (様式-4)</p>	<p>ア 事業所（活動拠点）の所在地を審査し、協定工区内に事業所の所在地があるものや豊田市岩倉町平藪地内（市道渡合岩倉線と市道平藪則越線が交わるT字路）の冠水常襲地区から事業所が近いものを優位とする。</p>	<p>20</p>
<p>(4) 危機管理体制 (様式-5の1) (様式-5の2)</p>	<p>ア 危機管理に対する体制として、事前準備と職員の安全確保について審査する。実施している項目については審査し加点する。</p>	<p>10</p>
<p>(5) 緊急時業務対応 遂行レベル (様式-6)</p>	<p>ア 日曜日の午後4時において、想定した道路陥没の発生に対し、業務対応策を具体的に記載し、状況に適した遂行可能な対応策となっているかを審査し評価をする。</p>	<p>5</p>
<p>(6) 災害応急対策に関する協定又は災害工事・修繕の契約 締結実績 (様式-7)</p>	<p>ア 協定又は契約の締結実績については、締結実績のあるものを優位とする。</p>	<p>10</p>
<p>(7) 緊急出動実績の 状況 (様式-8)</p>	<p>ア 令和4年4月1日以降に豊田市内で、豊田市と過去の災害協定に基づき、豊田市建設部からの要請により、自社エリア及び他社エリアにおける緊急出動した実績の有無を審査することとし、出動実績のあるものを優位とする。</p>	<p>15</p>
<p>(8) 工事の施工実績 (様式-9)</p>	<p>ア 令和4年度と令和5年度に豊田市より優良業者の認定通知（土木一式工事の認定に限る。）を受けているものを優位とする。 イ 令和4年度と令和5年度豊田市工事成績評定点（令和3年度と令和4年度中に検査・完了した土木一式工事の成績）の平均が高いものを優位とする。 ウ 令和4年度と令和5年度豊田市工事成績評定点（令和3年度と令和4年度中に検査・完了した土木一式工事の成績）の平均がないものは、評価の対象にしない。</p>	<p>10</p>